

鳥取市犯罪から市民を守る防犯機器購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市犯罪から市民を守る防犯機器購入補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、高齢者世帯の住宅の防犯対策に必要な経費を補助することにより、市民の防犯意識の醸成及び安心で安全な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「防犯機器」とは、次に掲げるものをいう。

(1) カメラ付きドアホン

犯罪の防止を目的として、室内から玄関の来訪者を確認できるモニター機能及びモニター映像の録画機能を備えたものをいう。

(2) 防犯カメラ

犯罪の防止を目的として、固定して設置される映像撮影装置、録画装置、その他関連機器で構成されるものであって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 設置場所が住宅の敷地内であつ屋外であること。

イ 撮影範囲が住宅の敷地内であり、近隣住民等のプライバシー保護に留意していること。ただし、やむを得ず住宅の敷地外が撮影範囲に入る場合は、撮影範囲に入る住宅等の所有者又は使用者に説明を行い、事前に同意を得ていること。

ウ 夜間の撮影が可能な機器であること。

(3) センサーライト

犯罪の防止を目的として、屋外に固定して設置するもので、人や動物などの熱や動き等を感知して自動的に一定時間ライトを照射する機能を備えたものをいう。設置に際しては、近隣住民や周囲への配慮を行うこと。

(4) 防犯機能付電話機

電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える「事前予告機能」、「通話録音機能」及び「ナンバーディスプレイ機能」（子機を備えている場合は、子機でも同様の機能を有すること。）を備えたものをいう。

2 この要綱において「高齢者世帯」とは、60歳以上の者が居住する世帯をいう。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業は、住宅の防犯のために行う防犯機器のいずれ

か又は複数を購入（令和7年3月27日以降の購入に限る。）・設置する事業とする。

- 2 本補助金の交付は、1つの住宅及び世帯に対して1回限りとする。ただし、同一の建物であっても、60歳以上の者が居住する異なる世帯がそれぞれ独立した玄関及び居住空間を利用する場合は、別の住宅及び世帯とみなすことができる。

（交付対象者）

第5条 本補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員及び暴力団等の利益につながる活動を行い、又は暴力団等と密接な関係を有する者並びに鳥取県犯罪から県民を守る緊急対策事業補助金を活用して防犯機器を設置した世帯の者を除く。

- （1）本市に居住する60歳以上の者又はその同一世帯員。
- （2）令和7年3月27日以降に第3条第1項第1号から第4号までの防犯機器を購入・設置し、使用している者。

（補助金の対象経費等）

第6条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防犯機器の購入に要する経費及び専門業者が行う防犯機器の設置に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費等は対象外とする。

- （1）他の補助金の対象となった防犯機器に係る経費
- （2）防犯機器本体の付属品以外の別売りのもの（SDカード等の記録媒体、乾電池、ソーラーパネル等）の購入に要する経費
- （3）振込手数料、商品配送料
- （4）代金の支払方法のうち、仮想通貨、クーポン及び各種ポイントによる支払相当額

- 2 本補助金の額は、補助対象経費の額（消費税及び地方消費税を含む。）と15,000円のいずれか低い額（千円未満の端数を切り捨てる。）とし、予算の範囲内で交付する。

（交付申請）

第7条 本補助金は、規則第11条の2第1項の規定により交付の申請及び請求に関する手続きを併合して行うこととする。

- 2 本補助金の交付を受けようとする者は、令和7年5月7日から令和8年1月30日までの間に補助金等交付申請書兼請求書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。この場合において、本補助金の請求は、本補助金の交付の決定がされた場合に、当該交付の決定の日になされたものとみなす。
- 3 規則第4条第4号に規定する書類は、次に掲げる書類とする。なお、第1号の書類については、その提示に代えることができる。

- (1) 本人確認が出来る書類の写し
 - (2) 誓約書兼同意書(様式第2号)
 - (3) 購入した品名、数量、年月日、金額が記載された領収書等の写し
 - (4) 金融機関・支店名、預金種別、口座番号及び口座名義が記載されている預金通帳等の写し
- 4 本補助金の交付に係る事業は、規則第11条第3項ただし書に規定する市長が指定する補助事業等とし、同項第1号に規定する書類の提出は要しないものとする。

(着手届を要しない場合)

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号に規定する市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出は要しない。

(実績報告)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第12条ただし書に規定する市長が指定する補助事業等とし、同条に規定する実績報告書の提出は要しないものとする。

(財産の処分制限)

第10条 規則第16条ただし書に規定する市長が定める期間は、6年間とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月30日から施行する。

鳥取市犯罪から市民を守る防犯機器購入補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 〒 ー
住 所

氏 名 (印)
(自署の場合は押印不要)

電話番号

令和7年度において、下記のとおり、鳥取市犯罪から市民を守る防犯機器購入補助金の交付を受けたいので、鳥取市犯罪から市民を守る防犯機器購入補助金交付要綱第7条の規定により別添必要書類を添えて申請します。なお、交付決定後は、交付決定額を請求します。

記

1 補助事業等の名称	鳥取市犯罪から市民を守る防犯機器購入補助事業									
2 購入額(税込)	円(千円未満切り捨て)									
3 申請額(購入額と15000円のいずれか低い方)	円									
4 購入品目等	品目	数量	購入額(税込)				購入年月日			
	☐ カメラ付きドアホン		円				年 月 日			
	☐ 防犯カメラ		円				年 月 日			
	☐ センサーライト		円				年 月 日			
	☐ 防犯機能付電話機		円				年 月 日			
5 添付書類	(1) 本人確認が出来る書類の写し (2) 誓約書兼同意書(様式第2号) (3) 購入実績(購入品名・数量・購入日)及び購入代金を支払済であることが確認できる書類(レシート、領収書等の写し) (4) 金融機関・支店名、口座種別、口座番号及び口座名義が記載されている預金通帳又はキャッシュカードの写し									
6 振込先 補助金が交付決定された場合は、下記の振込先口座へ振り込んでください。										
フリガナ							口座種別	☐ 普通 ☐ 当座		
口座名義 (申請者名義)										
銀行・金庫 農協・組合	支店 出張所		口座 番号							

市役所記入欄

本人確認書類	☐ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード ☐ 保険証 ☐ パスポート ☐ 在留カード									
受付年月日	年 月 日	交付決定年月日 (請求年月日)	年 月 日	交付 決定額	円					

誓約書兼同意書

鳥取市長 様

鳥取市犯罪から市民を守る防犯機器購入補助金交付申請書兼請求書の提出にあたり、下記のとおり誓約及び同意します。

記

	誓約・同意事項欄	チェック欄
1	<独居の場合は、チェック不要> 防犯機器の購入・設置について同居人からの同意を得ています。	☐
2	購入した防犯機器は、申請者又は同一世帯員の60歳以上の者が使用し、転売・譲渡等を目的としていません。	☐
3	今回申請する防犯機器について、他の補助金の交付は受けていません。これまでに、鳥取県犯罪から県民を守る緊急対策事業補助金を活用したことはありません。	☐
4	鳥取市から、本補助金に関し報告・調査の求めがあった場合は、これに応じます。	☐
5	暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員及び暴力団等の利益につながる活動を行い、又は暴力団等と密接な関係を有する者ではありません。	☐
6	補助金交付後、補助要件を満たしていないこと、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明し、交付決定が取り消された場合は、指示に従い速やかに補助金を返還します。	☐
7	今回申請する防犯機器は、要綱で示している防犯機器の要件を満たしています。	☐
8	<賃貸物件に設置する場合のみチェック必要> 防犯機器の設置について、所有者又は管理者に同意を得ています。	☐
【申請者が60歳以上の者と同一世帯員である場合】		
9	同一世帯（同居ではなく住民登録が同一世帯）に60歳以上の者がいます。 （60歳以上の者の生年月日及び氏名を記入してください。） 生年月日 年 月 日 氏名	☐
【以下、防犯カメラ設置の場合】		
10	設置場所は、申請者が居住する住宅の敷地内です。	☐
11	撮影範囲は申請者が居住する住宅の敷地内です。やむを得ず撮影範囲に敷地外が入る場合は、撮影範囲に入る住宅等の使用者に事前説明を行い、同意を得ています。	☐

年 月 日

申請者

生年月日 年 月 日

住所

氏名（自署）

※「鳥取市犯罪から市民を守る防犯機器購入補助金交付申請書兼請求書」（様式第1号）と併せて提出して下さい。
（チェック欄にチェックマーク☑を記載してください。）